



2021年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 本間 洋
(コード：9613、東証第1部)
問合せ先 I R室長 遠藤 荘太
(TEL. 03-5546-8119)

役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役並びに監査等委員でない取締役のうち社外取締役及び非常勤取締役を除き、以下「取締役」といいます。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2021年6月17日開催予定の第33回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

当社取締役の報酬は、「月額報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、今般、新たに取締役に対する株式報酬制度を導入することといたします。

- (1) 当社は、「Trusted Global Innovator」を掲げ、「将来にわたるビジネス革新を、技術の活用により、ともに実現するパートナーになる」という思いを込め、2025年のGlobal 3rd Stage実現に向けて「変わらぬ信念、変える勇気によってグローバルで質の伴った成長」をめざしています。変える勇気を持って、Growth、Earnings、Transformation、Synergyの4つの力を高めるとともに、変わらぬ信念である「お客様とともに未来の社会を創る」ことを実現するために、お客様とのLong-Term Relationshipsに基づく価値創造を通じてSDGsの達成に貢献し、企業価値の持続的な向上をめざしております。

今般、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。なお、本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「月額報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

- (2) 本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

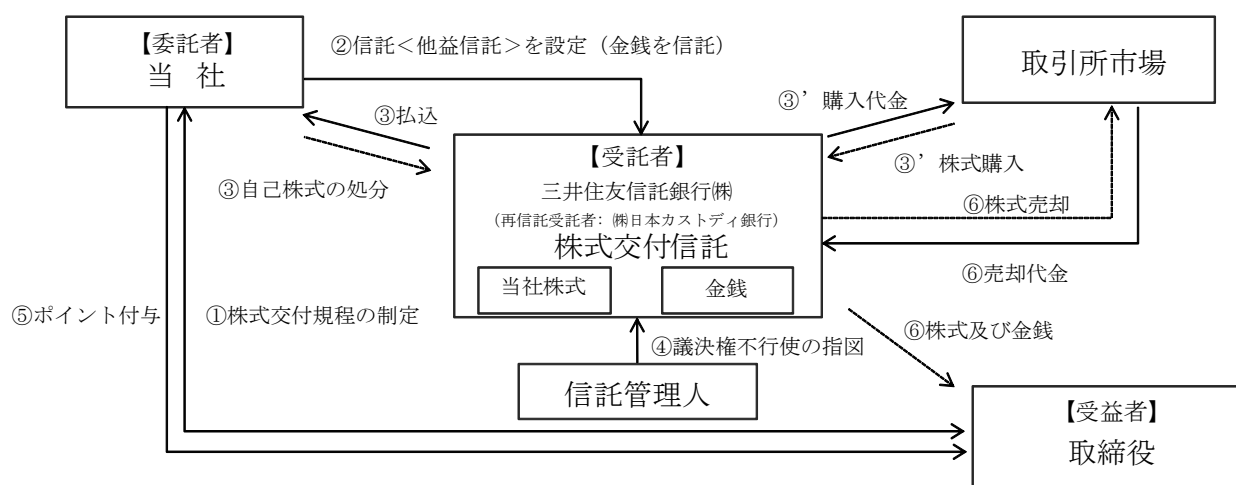
- (3) 当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会において本制度の導入に関する審議を経ております。また、同取締役会にて本制度導入に伴う「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を定めておりますので、本開示の末尾に参考としてお示しします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に対して付与するポイントに応じた数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。本制度による当社株式の交付は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる期間に在任する取締役に対して行うものとし（かかる期間を以下「対象期間」といい、当初の対象期間は、現行の中期経営計画の残存期間である2022年3月31日で終了する事業年度までの1事業年度を対象期間とします。）、対象となる取締役等の役員及び中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた数の当社株式を、対象期間に在任する取締役に対して役員報酬として交付します。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 信託期間

信託期間は、2021年8月（予定）から2022年8月（予定）までの約1年間とします。ただし、(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、当初の対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金9,000万円を上限とする金銭を当初の対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、対象期間の満了後において、当社取締役会の決定により、その時点において当社が制定している中期経営計画の期間を新たな対象期間とし、当該新たな対象期間と同じ年数の期間について本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役を交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金9,000万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場(立会外取引を含む)からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に応じた株式数に不足する可能性が生じた場合には、(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、信託期間中の毎年一定の時期に、対象期間中の事業年度ごとに、各取締役に對して、役位に応じて、以下の算定式により計算されるポイント(以下「基準ポイント」といいます)が付与されます。そのうえで、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期(当初の対象期間については2022年6月頃を予定)に、当該対象期間につき付与され累積した基準ポイント数に業績連動係数を乗じたポイント数を算出します(以下「株式交付ポイント数」といいます)。

業績連動係数は、中期経営計画に掲げる財務指標等の目標の達成度等の評価に応じて0~150%の範囲で決定される係数とするものとし、当初の対象期間については、対象期間の最終事業年度(2022年3月期)の連結売上高及び連結営業利益率の業績目標達成度に基づき決定します。

(基準ポイントの算定式)

役位別に定める基準株式報酬額 ÷ 対象期間開始月の前月(初回対象期間については信託契約締結日の属する月の前月)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下の端数は切り捨て)

ただし、当社が取締役に對して付与する基準ポイントの総数は、1事業年度あたり105,000ポイントを上限とし、本信託の信託期間中に取締役に對して付与されるポイント数の上限は、105,000ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とします。また、信託期間中に本信託が取締役に交付等を行うために取得して取締役に交付等を行う当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします(以下「上限交付株式数」といいます。)。そのため、1事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、105,000株(1ポイントにつき当社株式1株の場合)となります。また、(4)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間に取締役に對して付与されるポイント数の上限は、105,000ポイントに新たな対象期間の年数を乗じたポイント数とし、また、信託期間中に本信託が取締役に交付等を行うために取得して取締役に交付等を行う当社株式の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします。

② 株式交付ポイント数に応じた当社株式の交付

取締役は、(6)①の株式交付ポイント数に応じて、(6)③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。また、信託期間中に取締役が退任または死亡した場合には、当該時点までに累積した基準ポイント数を株式交付ポイント数として、交付を行う株式数を決定します。ただし、取締役が当社の意思に反して自己都合により退任する場合等には交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から(6)②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合には、当該時点で計算した株式交付ポイント数の全部に相当する当社株式について、本信託において売却換金した上で、当該取締役の相続人が、その換金処分金相当額の金銭の交付を受けるものとします。

(7) クローバック制度等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合又は取締役が当社の許可なく同業他社との間で雇用契約又は委任契約を締結した場合、本制度に基づく当社株式の交付を受ける権利の喪失又は没収(マルス)、交付した当社株式相当の金銭の返還請求(クローバック)ができる制度を設けます。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役及び執行役員※のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2021年8月（予定）
信託期間	2021年8月～2022年8月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

※ 本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下「執行役員」といいます。）に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。この場合、執行役員も当社取締役と同様に、本制度運用のために設定する信託の受益者となります。また、当社は、執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託いたします。

(ご参考)「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

当社の監査等委員でない取締役の報酬に係る方針及び報酬の構成・水準については、客観性・透明性を確保するために、親会社、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対して報酬決定の方針の説明を行い、適切な助言を得たうえで、株主総会で決議された額の範囲内で、独立社外取締役5名を含む15名の取締役で構成される取締役会にて決定することとします。また、個人別の報酬の額については、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が決定することとしております。

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬については、月額報酬(基本報酬)と賞与(短期の業績連動報酬)、並びに役員持株会を通じた自社株式取得及び株式報酬(中長期の業績連動報酬)から構成することとしております。

月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとし、賞与は、当該事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給することとしております。なお、賞与の業績指標については、中期経営計画で掲げた目標を指標に設定し、評価することとしております。

また、自社株式取得については、常勤取締役に対し、中長期の業績を反映させる観点から、毎月、一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしており、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

株式報酬は、当社が設定した信託を用いて、毎年6月に役位に応じたポイントを付与し、中期経営計画の終了年度の翌年度6月に、業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに累積ポイント数を乗じて交付する株式数を算定することとしております。なお、株式の交付は退任時に行うこととしております。

報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：短期の業績連動報酬：中長期の業績連動報酬＝50%：30%：20%」としております。

監査等委員でない社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額固定報酬のみを支給することとしています。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額固定報酬のみを支給することとしています。

以上